

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年3月27日

【会社名】 株式会社アエリア

【英訳名】 Aeria Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 祐介

【最高財務責任者の役職氏名】 管理本部長 上野 哲郎

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂三丁目7番13号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年3月30日に提出いたしました第16期（自平成29年1月1日至平成29年12月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

3 評価結果に関する事項

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成29年12月31日時点での財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成30年12月期第4四半期において、当事業年度から始まる連結納税に関し前事業年度における繰延税金資産の計上処理に誤りがあるとの指摘を監査法人から受け、当該指摘を踏まえ、当社にて会計処理を再検討した結果、平成29年12月期の連結財務諸表において計上していた連結納税に係る繰延税金資産の計上を個別財務諸表にも反映させる修正等をする必要があることが判明いたしました。

この事実は、企業会計基準及び法人税法等の精読不足、当該会計処理の精査不足が原因であったことによるもので、当社の繰延税金資産の算出プロセスに関する内部統制が不十分であり、個別財務諸表での連結納税に係る繰延税金資産の計上処理の誤りを発見できなかったと認識しております。

当社は、内部統制を一層充実させるために、経験のない新制度を導入する場合は、以下の点を実行してまいります。

- 1) 十分な理解と手続きの精査をする。
- 2) 必要に応じて経験を有する複数の第三者に意見を求める。
- 3) 法律・法令等の変更による場合は、必要に応じて関係当局への事前相談を実施する。